

**不動産に関する物権の変動の対抗要件 S61-07-4 <<#323>>**

**【問】 次の記述のHは、登記がなければAが自己の土地の所有権を対抗できない第三者に該当するか。**

AがGからこの土地を譲り受け、Aが未登記のうちに、その事情につき悪意でGから二重にこの土地を譲り受けて自己に移転登記をしたH。

**【答え】 該当する**

**<<ポイント>> 不動産に関する物権の変動の対抗要件**

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、**第三者に対抗することができない。**（民法 177 条）